

河川整備計画（原案）と平成17年7月の5ダムの方針の関係について

1. 平成17年7月の「5ダムの方針」は、当面は下流淀川本川の堤防強化を行うことを優先し、この堤防強化に相当程度の時間と費用を要することを想定していたため、下流の破堤の危険性を増大させる中上流部における築堤等は淀川の河川整備の状況を見て判断することとしていました。
2. 淀川においても、破堤の危険性を抑制する方法としてダムにより下流の水位を低下させることも効果がありますが、堤防強化により対応することを最優先とし、ダムまでは必要ないと判断していました。
3. その後の堤防点検等の調査により淀川本川の堤防強化は概ね5年間程度で完了できることが分かりましたので、整備計画原案においては、堤防強化とともに、戦後最大の洪水が再来した場合には多くの箇所で氾濫被害が生じるため、築堤などの抜本的改修が地元から強く要望されている桂川、宇治川、木津川の安全度の向上を図ることとしたところです。
4. 一方、中上流部において戦後最大洪水に対応すべく堤防等の整備を進めた場合、本来中上流部で溢れていた水を堤防等により人為的に集め下流淀川本川に集まってくることから流量増が生じ、淀川本川は、計画規模の降雨が生じた場合、流入する洪水によって計画高水位を上回るなど危険な状態が高まります。
5. このため、淀川本川においては洪水の流下を大きく阻害している橋梁の架け替えにより流下能力の向上を図るとともに、洪水調節施設による流量の抑制を行うこととし、大戸川ダムについてはこの洪水調節施設の一つとして必要であることが確認できたため、継続実施することとしたものです。
6. 今般、河川整備計画を作成するにあたって、これらの事情を勘案して整備計画原案としてお示ししましたので、今後、8月9日に再開しました流域委員会や、関係住民、知事はじめ自治体の長に丁寧に説明し、また、しっかりと意見を聴いた上で、河川管理者として責任を持って適切に判断してまいりたいと考えています。